



太陽と大のなかよし戸沢の子

村山市立戸沢小学校 学校だより第12号 令和8年 1月26日 発行 校長 高橋 文明

令和8・9年度、村山市内小・中学校において、 「学校運営協議会制度」を導入します。

令和8年度内から、村山市教育委員会の主導のもと、村山市内の全小・中学校において、「学校運営協議会制度」を導入します。

社会のつながりの中で学ぶことで、子供たちは、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。このことは、変化の激しい社会において、子供たちが困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。そのため、これからの学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させることがますます求められます。

「学校運営協議会制度」の概要については、下記をご覧ください。

(1) 学校運営協議会制度について

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条】に基づき、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。本制度を導入している学校を「コミュニティ・スクール」と言います。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。地域住民、保護者等が、教育委員会、校長と責任を分かち合い、学校運営に携わっていきます。

(2) 学校運営協議会の主な役割

学校運営協議会には、法的に以下の役割が位置付けられています。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができます。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるすることができます。

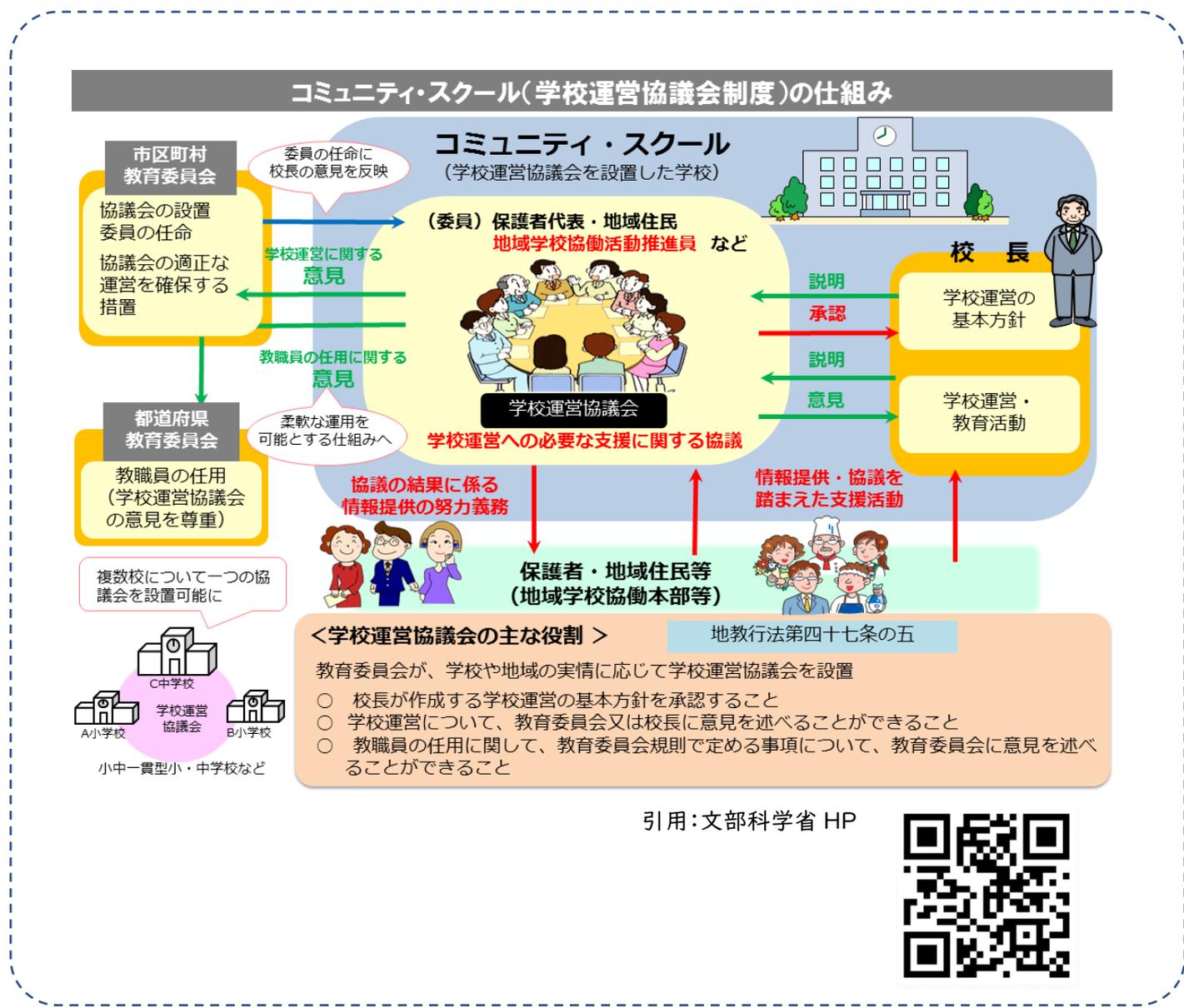
(3) 運営委員の人数、任期について

- ・本校の運営委員の構成は8人前後と考えています。
- ・任期は1年です。年度途中からの委嘱であっても、年度区切りの任期となります。

本校においては、令和8年度の上期(9月頃)までの間に発足する予定です。

それまでに、閉校までの2年間で実施していきたい学校経営案、教育課程計画について精査し、学校経営において協働していただける運営委員の方の人選を行っていきます。

学校運営協議会の発足にあたっては、村山市教育委員会との連携・協働が必須となります。教育委員会からの地域への説明も含めた本校における学校運営協議会発足に関する進捗状況は、随時お知らせいたします。



令和8・9年度は、「地域をよく知る子どもの育成」を学校経営の軸にしていきたいと考えています。学校運営協議会を通じた地域の力を、学校運営に最大限に活かしていきます。